

桐生市競争入札心得

(平成7年4月1日制定、平成12年1月1日改正、平成15年11月1日改正、平成16年4月1日改正、平成18年9月1日改正、平成19年4月1日改正、平成20年10月1日改正、平成26年3月1日改正)

(目的)

第1条 桐生市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、桐生市契約に関する規則（昭和39年桐生市規則第23号）その他の要綱等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書等を熟覧のうえ、適切な積算をして入札をしなければならない。この場合において、設計書、図面及び仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書を案件ごとに封筒に入れ、件名及び場所並びに入札者の住所・氏名を記載し、公告又は指名通知書に示した日時に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状又は代理入札登録証を持参させなければならない。
- 4 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- 5 入札執行回数は、予定価格の事前公表を行った場合は1回とし、それ以外の場合は、原則として2回を限度とする。
- 6 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、所定の入札辞退届を提出することとする。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 3 入札辞退届等により入札者が一業者となったときは、入札の執行を中止することがある。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札記載金額)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税（地方消費税含む。以

下同じ。)相当額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算した金額を落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載することとする。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、入札執行者の判断により無効とする。

- 一 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状又は代理入札登録証を持参しない代理人のした入札
- 三 同一事項の入札について二つ以上の入札をした者のした入札
- 四 入札に際し不正行為のあった者のした入札
- 五 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭又は必要な事項の記載もれのある入札
- 七 その他入札に関する条件に違反した者のした入札

第7条 入札に参加しようとする者の間に、次の各号のいずれかに該当する関係がある場合には、その状況によっては基準に該当する者のした入札は無効とする。

- 一 資本関係 商法上の親会社と子会社との関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- 二 人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 三 その他 前2号と同一視できる資本関係又は人的関係があり、入札の適正さが阻害されると認められる場合

(失格)

第8条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当するときは、失格とする。

- 一 紙入札の場合、入札の開始時に入札会場に出席していないとき。
- 二 電子入札の場合、入札書提出締切日時までに入札書の提出のないとき。
- 三 予定価格を事前公表している入札において、予定価格を超える入札をしたとき。
- 四 最低制限価格を設ける入札において、最低制限価格未満の入札をしたとき。
- 五 調査基準価格又は失格基準価格を設ける入札において、失格基準価格未満の入札をしたとき。
- 六 積算内訳書の提出が必要な入札において、積算内訳書の提出がないとき。
- 七 総合評価落札方式による入札において、公告に定める日時までに評価項目算定資料の提出をしないとき。
- 八 入札執行者の指示に従わないとき。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合には、最低制限価格以上の価格をもつ

て入札をした者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。また、一般競争入札で事後審査方式により落札者を決定する場合には、桐生市条件付き一般競争入札（事後審査方式）実施要綱の定めるところによるものとする。

2 二人以上の者が、落札となるべき同価格で入札をしたときは、くじにより落札者を定めるものとする。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合において、最低制限価格を設けたときには、最低制限価格未満の入札をした者は、当該入札の、それ以後の入札に参加できないものとする。

（入札不調）

第11条 落札者がいないときは不調とする。

（異議の申立て）

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、設計書、図面及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（補則）

第13条 工事請負契約において、工事請負業者が近接工事を落札した場合には、契約締結後速やかに共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等についての調整を行い、減額変更契約を締結するものとする。

第14条 落札者が契約を締結しない場合は、桐生市請負業者等指名停止措置要綱に基づく不誠実な行為として指名停止措置を行うことがある。

第15条 ぐんま電子入札共同システムを使用して入札等を実施する場合には、電磁的記録に関する部分の取扱いについては、同システム利用規約、利用約款及び桐生市電子入札運用基準の定めるところによるものとする。